

1. 件名：「大間原子力発電所の地震等に係る新基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（81）」

2. 日時：令和2年4月7日（火）13時30分～15時15分

3. 場所：原子力規制庁9階耐震会議室

4. 出席者

原子力規制庁：小山田安全規制調整官、田上上席安全審査官、佐口主任安全審査官、中村主任安全審査官、谷主任安全審査官、菅谷技術研究調査官、南雲係員、宮脇技術研究調査官

電源開発株式会社：原子力事業本部 原子力技術部 部長 他10名（テレビ会議システムによる出席）

5. 要旨

- (1) 電源開発株式会社から、平成26年12月16日に申請のあった大間原子力発電所の設置変更許可申請のうち、敷地の地質・地質構造に関して説明があった。
- (2) 原子力規制庁から、説明内容に対し、以下の事項について事実確認をした。
  - ①cf断層系において、活動性評価を代表させる断層の選定の考え方について。
  - ②陸域と西側海域とのdF断層系の分布について、dF-a断層による地層の見掛け変位量が双方で大きく異なっていると評価しているにも関わらず、いずれもdF-a断層として認定した根拠と変位量の差異の考察について。
  - ③大畑層はその観察結果から、地質区分や鍵層の分布などにより断層変位の指標とできるような堆積層であるのかについて。
  - ④dF断層系の分布を評価した等標高線図の記載方法について。
  - ⑤cf断層系の幅について。
  - ⑥前回提出資料から修正が行われた誤記載の原因について。

⑦審査の過程で提出されたボーリング調査の柱状図の記事の記載内容について。

(3) 電源開発株式会社から、確認事項に対し、以下の回答があった。

①cf-3 断層については、鉛直変位量から算定して求めた見掛けの水平変位量が最大であり、この値を断層規模の比較に用いることは問題ないと考えている。ただし、見掛け水平変位量は、cf-1 と比較した場合に差がわずかであることから、今回断層規模として断層幅も考慮した。

②断層配置と断層の変位センス等の特徴からそれぞれの断層を認定している。具体的には、西側海域でも、必要な範囲で断層の分布が確認できており、最も北側に分布する断層を dF-a 断層として評価している。区間によって地層の見掛け変位量が異なる要因としては、デイサイトが浅い深度まで分布する位置付近では貫入の影響として変位量が大きいのではないかと考えている。

③大畑層には連続性の良い鍵層は認められない。また、いくつかの層相の特徴があるものの、それらは連続性に乏しく、断層変位を議論するような対比はできない。よって、dF 断層系の活動性評価にあたっては、大畑層の基底部の連続性の確認及び dF 断層系とボーリング孔の接点付近の大畑層中に断層が確認されないことを大畑層の断層変位の有無を評価している。

④ボーリングによるデータに基づき、断層面の連続性が構造として急激な変換点にならないようにして、配置として矛盾がないように地質評価を行ったものである。

⑤cF 断層系は、通常の断層とは異なる固結した特徴を示すため破碎幅を認定できないことから、断層幅として記載している。

⑥誤記載の原因としては、人為的な転記ミスであり、提出の後のチェックによって見つけたもの。

⑦ボーリング柱状図には、コア観察時に得られた情報記載し、のちに実施した薄片観察による評価や BHTV で得られた走向傾斜等の情報は柱状図に追記せず別途審査資料として整理している。柱状図記載にあるシーム番号等はコア観察時に地質層準を認定と同時に決定している。

## 6. 提出資料

・大間原子力発電所 敷地の地質・地質構造（コメント回答 その10）

- ・大間原子力発電所 敷地の地質・地質構造（コメント回答 その10）  
（補足説明資料）
- ・大間原子力発電所 敷地の地質・地質構造（コメント回答 その10）  
（cf 断層系に関わるボーリングコアの地質柱状図及びコア写真）
- ・大間原子力発電所 敷地の地質・地質構造（コメント回答 その10）  
（dF 断層系に関わるボーリングコアの地質柱状図，コア写真及びBHTV  
画像）
- ・大間原子力発電所 審査会合における指摘事項について（地震・津波関係）